○内閣府法務省告示第一号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二十四条の規定に基づき、法務省関係総合特別区域法第二十四条に規定する政令等規制事業に係る告示の特例に関する措置を定める件を次のように定める。

平成二十六年三月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三
法務大臣　谷垣　禎一

法務省関係総合特別区域法第二十四条に規定する政令等規制事業に係る告示の特例に関する措置を定める件

（用語）

第一条　この告示で使用する用語は、総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号。以下「特区法」という。）、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき高度人材外国人等に係る同法別表第一の五の表の下欄（二に係る部分に限る。）に掲げる活動を定める件（平成二十四年法務省告示第百二十六号。以下「高度人材上陸告示」という。）又は出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき高度人材外国人等に係る同法別表第一の五の表の下欄（二に係る部分に限る。）に掲げる活動を定める件第二条の表の下欄に掲げる活動を指定されて在留する者等の在留手続の取扱いに関する指針（平成二十四年法務省告示第百二十七号。以下「高度人材在留指針」という。）で使用する用語の例による。

（高度人材上陸告示及び高度人材在留指針における特別加算の規定の適用に係る特例）

第二条　指定地方公共団体が、特区法第十二条第二項第一号に規定する特定国際戦略事業として、高度人材外国人受入促進事業（国際戦略総合特別区域内において、特区法第二十六条第一項又は第二十七条第一項に基づく租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）に定める課税の特例（以下「課税の特例」という。）の適用対象として認定地方公共団体が指定した本邦の公私の機関において高度人材外国人の受入れを促進し、対日投資の促進及び国際競争力強化を図る事業をいう。）を定めた国際戦略総合特別区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、高度人材上陸告示第三条の表の特別加算の項の中欄イの規定の適用については、申出人の所属機関が課税の特例の適用対象として指定を受けている場合にあっては、当該機関がイノベーションの創出の促進に資するものとして高度人材上陸告示別表第三に掲げる法律の規定に基づく認定又は承認を受けているものと、高度人材在留指針第三の五の表の特別加算の項の中欄イの規定の適用については、申請人の所属機関が課税の特例の適用対象として指定を受けている場合にあっては、当該機関がイノベーションの創出の促進に資するものとして高度人材在留指針別表第二に掲げる法律の規定に基づく認定又は承認を受けているものと、それぞれみなす。

○金融庁告示第二十三号

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十二条の五十七の規定により、次の銀行代理業者に係る銀行代理業の許可がその効力を失ったので、同法第五十六条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年三月二十八日

金融庁長官　畑中龍太郎

一　許可番号　東北財務局長（銀代）第五十五号
銀行代理業者名　秋保　親和
主たる営業所又は事務所の所在地　山形県鶴岡市大字湯田川乙六十六
許可年月日　平成二十一年七月二十八日
所属銀行の商号　株式会社荘内銀行
失効年月日　平成二十五年十月三十一日

二　銀行代理業者名　帖佐　榮子
主たる営業所又は事務所の所在地　宮崎県小林市細野二千七百六十一番地十四
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十五年七月一日

三　銀行代理業者名　植田　篤弘
主たる営業所又は事務所の所在地　奈良県吉野郡下市町大字下市千七百十一番地の一
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十五年八月一日

四　銀行代理業者名　三澤　淑子
主たる営業所又は事務所の所在地　長野県諏訪郡下諏訪町社六千六百十八番地五
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十五年八月三十日

五　銀行代理業者名　檜山　經彦
主たる営業所又は事務所の所在地　茨城県東茨城郡城里町大字増井九百八十二番地の五
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十五年九月二十四日

六　銀行代理業者名　玉野井のり子
主たる営業所又は事務所の所在地　長野県長野市安茂里小市三丁目四十九番五十七号
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十五年九月三十日

七　銀行代理業者名　髙瀬　嗣男
主たる営業所又は事務所の所在地　神奈川県小田原市鬼柳百七十二番地九
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十五年九月三十日

八　主たる営業所又は事務所の所在地　山梨県南巨摩郡南部町十島八十三番地
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十五年九月三十日

九　銀行代理業者名　佐野　昭子
主たる営業所又は事務所の所在地　北海道日高郡新ひだか町静内御幸町三丁目二番五十号
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十五年九月三十日

十　銀行代理業者名　新ひだか町
主たる営業所又は事務所の所在地　福島県南会津郡只見町大字塩沢字上田千三百二十四番地の四
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十五年十月一日

十一　銀行代理業者名　菅家　芳雄
主たる営業所又は事務所の所在地　岩手県奥州市江刺区田原字大平二百三十六番地五
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十五年十月一日

十一　銀行代理業者名　阿部　政子
主たる営業所又は事務所の所在地
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十五年十月一日